

第7回保育士養成課程等検討会での主な意見と論点

1. 実務経験の算定対象とする施設

(主な意見)

- 幼稚園以外の実務経験として、4種類の認定こども園、認可の幼稚園ではないが幼児教育を行っている施設はどうするのか。
- 小学校と幼稚園の教員が人事交流している自治体もある。小学校教諭の経験は、幼児の生活面での関連性も考慮し、実務経験として認めるかどうか検討する必要があるのではないか。
- 幼稚園教諭免許を持ち、保育所で補助的業務に就いていた人は、保育士資格はないが保育所で仕事をしていた人として、勤務経験を算定するか。
- 幼稚園教諭免許を有する者の特例なので、対象施設は幼稚園と認定こども園でよいのではないか。

(主な意見を踏まえた論点)

- 幼稚園以外の施設等による実務経験をどこまで認めるか
 - ①認定こども園(保育所型、地方裁量型)の幼稚園機能部分
 - ②特別支援学校幼稚部
 - ③幼稚園以外の幼児教育をおこなう施設等
 - ④小学校・放課後児童クラブ(人事交流によるもの)
 - ⑤保育所
 - ⑥認定こども園(幼稚園型、地方裁量型)の保育機能部分
 - ⑦へき地保育所
 - ⑧認可外保育施設(⑤～⑧は保育士資格を有しないが保育所等に勤務していた者)

[留意点]

- ・指導監督の仕組み
- ・幼稚園教育要領(または保育所保育指針)との関係
- ・対象児童の年齢
- ・施設等の規模
- ・当該施設等での職務

2. 実務経験年数

(主な意見)

- 幼稚園教諭免許の種類(Ⅱ種・Ⅰ種・専修)に応じた実務経験年数を考えることも検討が必要。
- 正規職員として働いていた年数と、パート的な仕事をしていた場合を区別する必要があるか。
- 20年前に退職した保育士の退職前の勤務経験を認めるか。それとも、勤務経験を認める期間を定めるか。
- 社会福祉士や介護福祉士のように、実務経験を360時間以上という時間数で判断し、正規・非正規で分けられない方法が妥当ではないか。
- 1年は短い、経過措置が5年間と考えると4年は長い。2年か3年というところを各委員がどう考えるか。その上で、必要な科目はきちんと履修なり試験なりを受けてもらう。

(主な意見を踏まえた論点)

- 実務経験年数等をどのように定めるか

(例)実務経験年数の基準

- ・3年
- ・3年かつ4, 320時間
- ・4, 320時間
- ・2年
- ・2年かつ2, 880時間
- ・2, 880時間

(例)幼稚園教諭免許の種類に応じた実務経験年数

- ・免許の種類にかかわらず、3年
- ・免許の種類にかかわらず、2年
- ・Ⅱ種免許・・・3年、Ⅰ種免許・・・2年、専修免許・・・2年

[参考]

- ・保育士試験受験資格・・・「高校卒業＋児童福祉施設の実務経験 2年」により受験する場合、「2年以上の勤務、かつ総勤務時間が2880時間以上」を受験資格付与の要件としている。
- ・幼稚園教員資格認定試験受験資格・・・保育所等において、保育士として3年以上従事した者(1月あたり120時間以上従事していない期間は除く)
- ・民間施設給与等改善費(保育所運営費)・・・1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあっては、これを常勤と見なして算定する。

3. 幼稚園教諭実務経験者が受験を必要とする科目、試験科目免除を行うために必要な履修内容

(主な意見)

○幼稚園教諭の養成課程と、保育士の養成課程に共通している科目は何か。また、幼稚園養成課程独自のものと、保育士養成課程独自のものは何か。それらが整理された具体的な資料を基に検討し、どの部分がより強化されなくてはいけないのか、また、そこに実務経験をどこまで考慮できるかの検討が重要。

○試験科目と履修科目は、「必ず学ばなければならない科目」、「実務経験により知識・技術を身につけることで、軽減してもよいか検討できる科目」「各委員が、実務経験により軽減してもよいと考える科目」の3つに分けられるのではないかと。

○幼稚園は保護者の相談に応じることが学校教育法で定められており、それを踏まえて幼稚園教諭が勤務していることから、保育士養成課程の『相談援助』や『保育相談支援』、『家庭支援論』などが履修科目から外せるかという具体的な検討が必要ではないかと。

○保育士資格を与える以上、実務経験があっても『乳児の保育』や『社会的養護』の部分については、試験または履修による修得が必要ではないかと。

(主な意見を踏まえた論点)

○保育士の養成課程の教科目の内容と幼稚園教諭としての実務経験を勘案し、どの科目が受験(または履修)が必要な科目となるか

- ・各科目の内容は、資料4「保育士試験の試験科目と試験科目免除に必要な履修科目」を参照
- ・委員から提案のあった、「幼稚園教諭が保護者の相談に応じる経験を勘案し、保育士養成課程の『相談援助』や『保育相談支援』、『家庭支援論』について軽減が可能か」「『乳児保育』や『社会的養護』については実務経験者でも履修が必要な科目とするか」について検討